美深町地域活性化起業人　募集要項

【１　募集概要】

　美深町では、総務省の地域活性化起業人（企業人材派遣制度）を活用し、本町の観光拠点である「びふかアイランド（びふか温泉・道の駅びふか）」の魅力アップ及び観光客誘致を図る取組及び運営改善に資する取組にご協力いただける企業（以下「派遣企業」という。）を募集します。

　派遣企業の選定後、本町と派遣企業との間で、派遣期間中の取り扱いに関する基本的事項について、協定を締結した上で、派遣企業は、本町へ社員を派遣し、派遣される社員（以下「派遣社員」という。）は、【２　業務内容】に関する業務に従事します。

【２　業務内容】

　派遣社員は、派遣企業等で培われた温泉・ホテル等の運営に関するノウハウや知見、ネットワーク等を活かして、「びふかアイランド」の魅力アップ及び観光客誘致を図る取組及び運営改善に資する取組を推進するため、次に掲げる業務に従事します。

（１）びふかアイランドのＰＲに関する助言

（２）びふかアイランドの運営改善に係る助言

（３）その他目的達成に資する取組への助言等

【３　募集人数】

　２人以内

【４　主たる勤務地】

　株式会社美深振興公社（びふか温泉内）

【５　派遣期間】

　６月以上３年以内

【６　派遣要件】

　次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

（１）派遣企業に関する要件

　三大都市圏内（国土利用計画に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等であること。

（２）派遣社員に関する要件

　ア　三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあっては、三大都市圏外の支店等に勤務する者を含む。）であること。ただし、当該企業等に入社後３月未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際、現に本町の区域内勤務する者を除く。

　イ　地方公務員法第１６条に規定する欠格事項に該当しない者であること。

　ウ　普通自動車免許を取得している者であること。

【７　受入期間】

　令和７年４月から（具体的な受入開始月日は協議の上決定します。）

【８　派遣形態】

　派遣企業の身分を有したままとする在籍派遣となります。給与等の支給、社会保険等、年次

有給休暇の付与等は派遣企業の規程に従います。

【９　就業条件】

　派遣社員の勤務時間、休憩時間、休日等については、配属先の株式会社美深振興公社の規定

に従います。

【10　費用負担】

　派遣社員の給与、賞与及び諸手当は、派遣企業の定める支給基準に従い、派遣企業が派遣社

員に直接支給します。

【11　募集期間】

　募集開始から派遣企業決定まで

【12　応募方法】

　応募の際には、美深町地域活性化起業人申出書（様式１）、派遣企業の概要がわかる書類（様

式２の派遣企業概要書又は任意の様式可）及び派遣社員の職務経歴書（様式３の派遣社員職

務経歴書又は任意の様式可）について、郵送又は電子メールにて提出してください。

【13　応募後の流れ】

　提出書類の内容及び面談により派遣企業を決定します。決定後、派遣企業の御担当者と派

遣要件、費用負担について詳細な協議を行い、協議内容に基づく協定書（案）を作成します。

本町と派遣企業で双方合意の上協定を締結し、派遣業務を開始します。

【14　応募先】

　郵送提出先：〒098-2252　北海道中川郡美深町字西町18番地

　　　　　　　　　　北海道美深町 企画商工観光課経済産業グループ　宛

　電子メール提出先：b-shinko@town.bifuka.hokkaido.jp

 電話番号：01656-2-1645

【15　留意事項】

（１）地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度（起業人材派遣制度）推進要綱」に定めるところによります。

（２）募集に対する応募に関する一切の費用は、派遣企業の負担とします。

（３）提出された申出書等の書類は返却いたしません。

（４）申出書等の審査内容及び審査経過は原則として公表しません。

（５）審査結果について、一切の異議申し立てを出来ないものとします。

【16　問合せ先】

　【14　応募先】と同じ